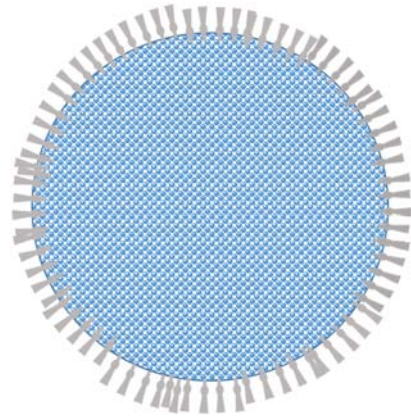


✚ 貨物概要

合成繊維製パイル編物から成る円形のタオル（フリンジ付き）

- 材 質：ポリエステル 100%
性 状：両面にパイルを有するパイル編物から成る、直径約 150cm の円形
用 途：タオル、ラグの代替、ソファカバー、ベッドスプレッド等



✚ 分類

関税率表第 6302.93 号（統計番号 6302.93-090）の合成繊維製トイレットリネン

✚ 分類理由

本品は、関税率表第 63.02 項に属するバスタオル、ビーチタオル等のトイレットリネンの特性を有する物品です。タオルは、一般には長方形で、周囲にフリンジは縫い付けられていませんが、円形であること及びフリンジ付きであることにより、トイレットリネンの特性が変化するものではなく、本品は、合成繊維製のトイレットリネンとして上記のとおり分類されます。

なお、本品は、同表第 63.02 項に属する物品であることから、同表第 63.04 項及び第 63.07 項には分類されません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお

いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。